

○笛吹市空家等解体費補助金交付要綱

令和3年2月5日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的として空家等を解体する所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は納税義務者をいう。
- (3) 市内の施工業者 市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けたものをいう。

(補助金の交付対象空家)

第3条 補助金の交付対象となる空家等(以下「補助対象空家」という。)は、個人が所有する市内の空家等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 昭和56年5月31日以前に建築された空家等で、公共施設や周辺に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅であって、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める別表において構造一般の程度及び構造の腐敗又は破損の程度の評点の合計が市長の行う現地調査により100点以上であるもの。ただし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造のものにあつては、同号中「腐朽」を「劣化」と読み替えるものとする。
- (2) 延床面積の半分以上が人の居住に供するもの

- (3) 所有権以外の権利が登記されていないもの
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の規定による特定空家等でないもの

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものとする。

ア 補助対象空家の所有者等

イ 補助対象空家が共有名義のときは、所有者全員の同意がある者

ウ 補助対象空家の所有者が死亡している又は所在が不明なときは、相続人全員の同意がある者

エ 裁判所が選任する財産管理人、成年後見人その他の補助対象空家を処分する権限を有する者

(2) 過去に当該補助事業による補助金の交付を受けたことがない者

(3) 笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者

(4) 本市の市税を滞納していない者

(補助金の交付対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象空家の解体、撤去及び処分に関するものであって、市内の施工業者に請け負わせる工事とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事(緊急に工事を要する状況にあるため、事前に届け出た場合を除く。)

(2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事

(3) 補助対象空家の一部のみを解体する工事

(4) 舗装又は浄化槽等の地下埋設物等の解体工事

(5) 現に居住又は事業の用に供している敷地と同一敷地の補助対象空家を解体する工事

(6) その他市長が補助対象として適当でないと認める工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額とし、100万円

を限度として交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、解体工事の着手前に空家等解体費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 補助対象工事に係る見積書の写し(補助対象とならない工事等を含む場合は、その区分が明確なもの)
- (4) 登記事項証明書(未登記の場合にあつては、名寄帳兼課税台帳)
- (5) 次のいずれかに該当する空家等であることが分かる書類
 - ア 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
 - イ その他空家等であることが容易に認められる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空家等解体費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事が完了したときは、工事完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定年度の2月末日のいずれか早い時期に、空家等解体費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事状況写真(工事前及び完了時の写真を含む。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、空家等解体費補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに空家等解体費補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付申請その他の手続きに関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金を別の用途に使用したとき。

(4) 市長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第59号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。